**平成２４年（フ）第５７８号**
神奈川県平塚市花水台32番７―103号　エクレールＫ花水台、前住所神奈川県平塚市山下613番地の２　久保田コーポⅡ201号
債務者　宮後　香子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第５４号**
富山県射水市海老江104番地
債務者　関澤志津代
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１２４号**
富山県小矢部市新西122番地　アチェレータ202号室、旧住所富山県小矢部市清沢45番地津沢第３住宅１号棟214号室
債務者　宮谷　敬起
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１３３号**
富山県氷見市幸町23番18号　大谷アパート12号
債務者　山﨑　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１４２号**
富山県南砺市八塚584番地、住民票上の住所富山県射水市橋下条400番地
債務者　砂田　　馨
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１６７号**
富山県高岡市駅南３丁目９番32―506号　アレンダール高岡駅南、前住所長崎県長崎市大浜町650番地16
債務者　岡﨑　康恵
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第１９８号**
長野市三輪10丁目11番16号
債務者　岩﨑千恵子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２８４号**
名古屋市中村区亀島２丁目２番30号　宝マンショングランスクエア名駅1110号、住民票上の住所東京都目黒区緑が丘１丁目４番１―301号　ＩＰＳＥ都立大学
債務者　秋元　隆則
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４０２号**
名古屋市緑区六田１丁目234番地　辰野荘203号
債務者　馬見塚武志
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２５２号**
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田８番地　レジデンス杉101号
債務者　石本くに子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１３２２号**
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町１番地　明輝マンションＡ棟202
債務者　田端　　亮
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３３８号**
京都府向日市寺戸町東野辺60番地の１　大喜荘１－６
債務者　玉田　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４６９号**
京都府八幡市男山八望２－Ｃ13―507、住民票上の住所大阪府枚方市印田町３番３号
債務者　髙田　仁美（旧姓村田・喜屋武）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４９３号**
京都市伏見区淀本町173番地58　コーポ淀205号
債務者　岸岡ふさ江
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第５４号**
京都府亀岡市余部町清水13番地４
債務者　丸山　久喜
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２４年（フ）第５７０号**
兵庫県姫路市余部区上余部246番地６
債務者　池田　新樹
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第７６号**
兵庫県小野市王子町697番地　サンパレス小野106号
債務者　小泉　弘和（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所社支部